

おきたま 社会教育情報

Vol. 111 令和元年 10月号

<第10回山形県社会教育研究大会>

10月11日(金)、酒田市の酒田市公益研修センター 出羽遊心館において、県内各地より500名を超える参加者を迎え、標記大会が開催されました。まず、開会行事・県社会教育連絡協議会表彰が行われました。表彰では、南陽市金山公民館の小林繁治館長と長井市伊佐沢コミュニティセンターの大沼久館長が受賞されました。アトラクションとして地元酒田市の子ども狂言「キノコ山伏」(松山能伝承団体「松諷社 子ども狂言の会」)が行われました。それぞれ、生涯学習としての取り組み、地域の伝統文化を学校教育との協働という視点からも価値ある活動を継続されている団体です。その後、全体講演としては、国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官の長田徹氏より「人と人の絆を生み出し、地域の未来をつなぐ」という演題でご講話をいただきました。東日本大震災時の「これほど地域と学校の日頃からのつながりの大切さを痛感したことはない。」という地域住民の声を取り上げて地域と学校がよりつながりを深めていくことの大切さをご教示いただきました。



午後からは、4つのテーマのもとに分科会が行われました。それぞれのテーマで2つの話題提供があり、意見交換や情報交換が行われました。本地区からは、飯豊町中津川むらづくり協議会の中善寺一昭氏と川西町NPO法人きらりよししまネットワークの高橋由和氏より発表いただきました。さまざまな「学び」が県内各地に広がっていくことを願いたいと思います。

置賜社会教育振興大会(兼)置賜地区生涯学習振興ブロック大会



講演 人とまちを元気にするコミュニティデザインの可能性
～東北芸術工科大学の取組から～

講師 中山ダイスケ氏(東北芸術工科大学学長)

期日 2019.11.12 **火**

時間 13:30～16:15 表彰式典13:30～
講演会 14:30～16:00

会場 高畠町生涯学習館(高畠町福沢南9-2 Tel:0238-57-3505)

問合せ 置賜社会教育振興会事務局(置賜教育事務所社会教育課内)
TEL: 0238-88-8242 FAX: 0238-84-5700 Mail: abeaya@pref.yamagata.jp

地域をクリエイティブ・フィールドと捉え、デザインとアートので地域を活性化する取組から、少子高齢化社会を生きる、これからの暮らし方や学び方についてみんなで考えてみませんか。

公民館・コミセン等職員の皆様にもぜひ聞いてほしい

「地域とともにある学校づくり研修会」

(兼) 社会教育主事有資格者等研修会

今こそ

「学校を核とした地域づくり」 「地域とともにある学校づくり」

実現に向けた我々の役割を考える！

日時 **11月22日** 金 14:30-16:30
(受付14:00より)

会場 赤湯公民館(えくぼプラザ) 南陽市赤湯791-1

【演題】

「コーディネーターを活用した
地域協働の重要性」



【講師】 生重 幸恵 氏

(NPO 法人スクール・アドバイザー・ネットワーク理事長)

昨今の急激な社会環境の変化に対応するためには、地域と学校がパートナーとなって連携・協働する体制の構築が不可欠です。「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」の推進において、公民館・コミュニティセンターや学校、社会教育主事有資格者に求められる役割は大きいと言えます。

今こそ、我々が旗振り役となって動き出すときです。国や県の動向を学び、自分には何ができるか一緒に考えてみませんか。

今後のスポーツ少年団指導者について

諸規程等の改定の背景・経緯

- スポーツ少年団への社会からの期待
- 「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」存在になるために
- 全てのスポーツ少年団指導者がJ S P O公認スポーツ指導資格保有者であるために

この度のスポーツ少年団指導者の在り方の大きな変化は、子どもたちのスポーツとの出会いの場を担う指導者として必要なものが何かについて議論を重ねた結果であります。

指導者について

『J S P O公認スタートコーチ(スポーツ少年団)の養成』

登録について

①『登録区分』

「団員」「指導者」
「役員」「スタッフ」

②『単位スポーツ少年団の登録条件』

⇒ 右図参照

※ 詳細は、日本スポーツ協会ホームページ、各市町スポーツ少年団本部、下記お問い合わせ先ご連絡ください。

3. スポーツ少年団登録(2/3)

● 単位スポーツ少年団の登録条件

➡ 「原則として団員10名以上、指導者2名以上で構成すること」に加え、下記2つの条件を“全て”満たすことが登録の条件となります。

※原団の構成人数は、都道府県によって運用が異なることがあります。

① 20歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」の2名以上の登録が必要

→ 子どもを預かることの責任の観点から、成人(20歳以上)の複数名配置を必須とします。

② 2名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいることが必要

→ 「スポーツ少年団の理念」の普及、「理念」に沿った活動を行うために、「理念」を学んだ指導者の複数名配置を必須とする。

※「理念」を学んだ者：
・2019年度スポーツ少年団認定育成員
・2019年度スポーツ少年団認定員
・スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者

【お問合せ先：置賜教育事務所社会教育課 Tel. 0238(88)8242】